

白鷹町賃金引上げ支援金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、最低賃金の大幅な引上げにより影響を受ける中小企業者等へ支援を行うため、山形県賃金引上げ緊急支援金支給要綱（以下「県支給要綱」という。）、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で白鷹町賃金引上げ支援金（以下「町支援金」という。）を交付する。

(交付対象事業者)

第2条 町支援金の交付対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 山形県賃金引上げ緊急支援金（以下「県支援金」という。）の支給決定を受けた者であること。
- (3) 町税に未納がない者であること。

(交付要件)

第3条 町支援金の交付対象となる賃金の引上げ及び労働者並びにその他の要件は、県支給要綱第4条に掲げるとおりとする。ただし、同条第2号中「山形県内の事業所に勤務し、」とあるのは、「主として白鷹町内の事業所に勤務し、」と読み替えて適用するものとする。

(町支援金の額等)

第4条 町支援金の額は、次の各号に掲げる金額に前条に規定する要件を満たす労働者数を乗じて得た額とする。ただし、1事業者当たりの上限額は50万円とする。

- (1) 77円以上賃上げした正規雇用労働者1人当たり 5万円
- (2) 77円以上賃上げした非正規雇用労働者1人当たり 3万円
- (3) 64円以上77円未満賃上げした正規雇用労働者1人当たり 4万円
- (4) 64円以上77円未満賃上げした非正規雇用労働者1人当たり 2万円

2 町支援金の交付は、1交付対象事業者につき、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 町支援金の交付を受けようとする者は、令和8年4月1日から町長が別に定める日までに交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 県支援金支給決定通知書の写し
- (2) 町支援金振込先口座にかかる通帳等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(申請の受理及び交付)

第6条 町長は、前条の規定による町支援金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、町支援金を交付すべきと認めたときは交付の決定を行い、第4条第1項に定める支援金を交付するものとする。

2 審査の結果、不交付と決定したときは、申請者に通知するものとする。

(町支援金の返還)

第7条 町長は、次の各号に該当する場合は、期限を定めて町支援金の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により町支援金の交付を受けたとき。
- (2) 本要綱に定める交付要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 県支援金支給決定の取消しを受けたとき
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき

(帳簿等の整備)

第8条 町支援金の交付を受けた事業者は、町支援金に係る帳簿及び関係書類について、町支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5箇年間保存しなければならない。

(調査等)

第9条 町長は、町支援金の交付を受けた事業者に対して、必要に応じて調査を行い、報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。